

はじめに

平成15年3月に、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議より「今後の特別支援教育の在り方について」の最終報告が出され、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られようとしています。

特殊教育から自律教育へ

長野県教育委員会では、障害のある子どもの特別な教育的ニーズに対応する教育として、平成15年4月から「自律教育」という名称を使い始めました。自律 (Self-Reliance) には「自ら考え、判断し、結論を出し、そのとおりに実行しようとする」という意味があります。自律教育とは自らの力を信じ、自らの力を頼りにたくましく生きていこうとする子どもに対して、あらゆる場において、教員が子どもの伸びようとする心に寄り添い、教育的支援を行おうとするものです。

LD・ADHD・高機能自閉症等のある子どもは、すべての教室にいる可能性があることを踏まえると、すべての教員に「自律教育の専門性」が求められる時代になったということが言えるでしょう。

自律教育校内支援体制の整備に向けて

平成16年度には、長野県内の全小学校において、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対応するための校内委員会の設置、自律教育コーディネーターの指名が行われました。盲・ろう・養護学校においても同様です。平成17年度には、全中学校において校内委員会の設置、自律教育コーディネーターの指名が行われます。これをもって県内の小中学校における校内体制整備は一応の形を整えますが、実際に支援に当たる教員からは「校内体制はできたけれど、具体的にどうやっていいのかわからない」という声が多く聞かれます。

本手引書の使い方

そこで、本手引書は「こんなときどうする？」と題し、こんなとき、あんなときにどうすればいいのかという疑問に、事例を通して回答するという構成にしました。それぞれの回答には、基本となる考え方やとらえ方をキーポイントとして示しています。また、それぞれの章の終わりには、キーポイントのまとめを掲載しました。具体的な支援の方法は、そのようにする根拠となる考え方を知ること、応用する方法も明らかになることと思います。

また、「キーワード目次」と「状況・学校種目次」により、知りたいことの載っているページが検索しやすいように工夫しました。

困った時にはいつでも開いていただき、校内支援体制の充実のために役立てていただきたいと願っています。

平成17年2月

長野県教育委員会